

藤井寺市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査等を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年12月26日

藤井寺市監査委員 服部 隆行
藤井寺市監査委員 片山 敬子

1. 監査対象機関

公平委員会事務局

2. 監査対象事務

令和7年度における財務に関する事務及び行政事務の執行

3. 監査期間

令和7年10月～令和7年12月24日

4. 監査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、公平委員会事務局所管の財務事務等の執行が、法令等に
従い行われているかどうかの確認を主眼として、あらかじめ事務概要書と関係資料の提
出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類を抽出して調査するとともに、関係職員から説明を
聴取して監査を実施した。

5. 監査の結果

公平委員会事務局の財務事務等の執行は、関係法令等に従いおおむね適正に執行され
ているものと認められた。